

乙部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

乙部町長 寺 島 努

乙部町条例第 9 号

乙部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

乙部町国民健康保険税条例（昭和 4 3 年乙部町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 6 0, 0 0 0 円」を「6 7 0, 0 0 0 円」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「6 6 0, 0 0 0 円」を「6 7 0, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「3 0 5, 0 0 0 円」を「3 1 0, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 6 0, 0 0 0 円」を「5 7 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「5」を「6」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の乙部町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。